

社会福祉法人静岡ホーム役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人静岡ホーム（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で「役員」とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬等を支給する。

2 役員及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬等を支給する。

(理事長及び理事の業務報酬等)

第4条 理事長及び理事長の命を受けた理事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たったときは、別表2により報酬等を支給する。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会い又は運営状況の指導若しくは監査の業務に当たったときは、別表2により報酬等を支給する。

(評議員選任・解任委員会への出席報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬等を支給する。

(苦情解決第三者委員の報酬等)

第7条 苦情解決第三者委員が法人及び施設に係る苦情処理の業務に当たったときは、別表2により報酬等を支給する。

(出張旅費)

第8条 役員が会議や研修など法人業務のため出張したときは、別表3により報酬及び旅費を支給する。

(退任慰労金)

第9条 役員及び評議員並びに苦情解決第三者委員が退任したときは、別表4により退任慰労金を支給する。

(兼務理事)

第10条 職員を兼務する理事は、この規程は適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 19 日から施行する。
- 2 社会福祉法人静岡ホーム役員等旅費支給内規（平成 5 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 3 社会福祉法人静岡ホーム理事・監事・評議員にかかる慶弔規程内規（平成 9 年 3 月施行）は、廃止する。
- 4 この改正は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。

別表 1（第 3 条・第 6 条関係）

区 分	報酬額 (日額・源泉所 得税控除後)	費用弁償	支給方法
理事会出席報酬	5,000 円	交通機関利用者 実費 交通用具利用者（2km以上 の者） 1 kmごと 50 円	出席の都度
評議員会出席報酬			
評議員選任・解任委員会出席 報酬			

別表 2（第 4 条・第 5 条・第 7 条関係）

区 分	報酬額 (日額・源泉所 得税控除後)	費用弁償	支給方法
理事長及び理事業務報酬	5,000 円	交通機関利用者 実費 交通用具利用者（2km以上 の者） 1 kmごと 50 円	業務に当た った都度
監事業務報酬	10,000 円		
苦情解決第三者委員業務報酬	5,000 円		

別表 3（第 8 条関係）

区 分	報酬額 (日額・源泉所 得税控除後)	旅費			支給方法
		交通費	宿泊費	その他	
役員出張旅費及び報酬	10,000 円	実費	実費	実費	出張の都度

別表 4（第 9 条関係）

区 分	退任慰労金	支給方法
在任期間 1年以上 3年未満	10,000 円	退任したとき
在任期間 3年以上 5年未満	20,000 円	
在任期間 5年以上 10年未満	30,000 円	
在任期間 10年以上 20年未満	50,000 円	
在任期間 20年以上	100,000 円	